

単 価 契 約 書（案）

下記の物品購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約期間）

第 1 条 この契約期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 2 条 本契約は単価による契約とし、契約単価は以下のとおりとする。

品 名	規 格 品 質	単 位	単 価	うち消費税等額
プロパンガス	L P G	m ³	円	円

2. 本契約に定める業務の予定数量は、6,100m³とする。ただし、数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
3. 前項の消費税等額は、消費税法第 28 号第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
4. 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲乙協議のうえ単価を変更することができる。この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約履行の場所等）

第 3 条 乙は、甲の指定する場所に契約期間中継続して供給しなければならない。なお、供給場所は国立療養所宮古南静園の指定各所とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 4 条 乙（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 9 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法令第 89 号）467 条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律 104 号）第 2 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成 4 年法律第 77 号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
 - 三 甲は、債権譲渡後も乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
3. 第 1 項ただし書きに基づいて、乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（検査等）

第5条 甲は、毎月末供給を受けたプロパンガスについて、乙の立ち会いのもとメーター器による検査を行い使用済み数量を確認する。

2. 前項の検査のほか、甲は必要に応じて乙の立会を求め臨時の検査をすることができる。
3. 第2項の検査において、乙が立ち会わず欠席のまま検査を行うことがあっても、乙はその結果について異議を申し立てないものとする。

（損害賠償）

第6条 容器内に存する検査未了のプロパンガスは、乙の所有とし、減量、変質その他の損害について甲はその責を負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた損害についてはこの限りではない。

（供給設備の無償貸与）

第7条 この契約に基づく供給設備については、甲は乙より無償にて貸与を受けるものとするが、甲はこれに対し善良な管理者の注意義務をもって日常の保安全管理にあたるものとする。

（契約代金の支払時期及び方法）

第8条 乙は、毎月末第5条第1項の規定による検査に合格した数量に契約単価を乗じて算出した金額により支払請求書を提出する。

2. 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第9条 甲は前条第2項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じて、未払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満のときは支払わない。

（契約の解除）

第10条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第8条の4の第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。
- 三 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲又は乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。
- 四 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙は、これにより蒙る相手方の損害についてその責を負わない。

（乙の解除権）

第11条 乙は甲が契約に違反したことにより供給が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

（賠償金）

第12条 乙はこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又は、この契約が第2条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金）の10分1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第10条第一号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条5項の規定より確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 65 条、第 66 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項並びに第 67 条の規定による審決（同法第 66 条第 3 項による原処分の全部を取り消す審決及び第 67 条第 2 項に該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定により提起した審決取り消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。
3. 乙は、第 11 条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第 13 条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により告訴を提起されたとき（乙の役員又は、その使用人が当該告訴を提起されたときを含む。）。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第 14 条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第 15 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第18条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第20条 甲は、第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、甲が第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第22条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 23 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 24 条 第 23 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第 25 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲乙協議の上、選定した者に調停を依頼する。

(補則)

第 26 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙誠意を持って協議の上これを定める。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻 888 番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 ○○ ○○

乙